

財務省告示第三百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年十月二十二日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 七回）利付国庫債券（三十年）（第二十

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

十九年度における財政運営のた

め法律（平成十九年法律第二十

五号）第二十一条並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一六条第一項及び附則第七

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

定

め

る

も

の

に

よ

る

発

行

（

以

五

方募

入 決 定 の

イ 札 格 競 争 行

口

入 札 格 競 争 行

六

イ 発

入 札 格 競 争 行

債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 非 償 入 札 競 争 行 決 定 の 後 大 臣 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 務 大 臣 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込 み の うち 募 額 を 順 次 割 り

も の か ら そ の うち 募 額 を 順 次 割 り 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込 み の うち 募 額 を 割 り 当 て る 。

額 面 金 額 で 五 千 四 百 六 十 二 億 円 定 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 十 五 万 円 平 成 十 九 年 九 月 十 日 九 億 三 百 五 十 万 円 平 成 十 九 年 十 月 十 日 九 億 三 百 五 十 万 円 平 成 十 九 年 十 月 十 日

十 三 二	口 イ 一	九 八	八
の 経 過 利 子 率 行 争 み	入 札 行 争 み	入 札 行 争 み	振 替 単 位
(-) 年 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 九 銭	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 五 銭	平 成 十 九 年 十 月 二 十 二 日
			す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
			の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金
			振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
			五 万 円
			五 百 八 十 九 億 千 百 七 十 二 万 円

式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払込みする。

$$\frac{\text{票面金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{32}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成二十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以

毎年三月二十日及び九月二十日

二十十九十八七十六

払者入払元償償 後の
込札場利還還 子の
期参所金金期 利
日加支額限 子

平成十九年十月二十二日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成十九年九月二十日 利子を支払う。 六月間に属する を支払期とし、各支払期において